

指定介護予防福祉用具貸与運営規程

ユニック株式会社

(事業の目的)

第1条 ユニック株式会社が開設する指定介護予防福祉用具貸与事業所（以下「事業所」）が行う指定介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業者（以下「専門相談員等」）が要支援状態にある高齢者に対し、指定介護予防福祉用具（介護保険法第8条の2、12項により厚生労働大臣が定める指定介護予防福祉用具を言う）を提供することを目的とする

(運営の方針)

第2条 運営方針は次のとおりとする。

- 1 事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、指定介護予防福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るよう支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、関係各市町村、介護予防支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、指定介護予防福祉用具貸与に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名所等)

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ユニック株式会社
- 2 所在地 京都府京都市伏見区下鳥羽中円面田町40番地 トエルツクマ1階

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者（福祉用具専門相談員兼務）1名

管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定介護予防福祉用具貸与事業の提供に当たるものとする

2 専門相談員 専門相談員 4 名（常勤専従 3 名、常勤兼務 1 名）

専門相談員は、指定介護予防福祉用具貸与事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 指定介護予防福祉用具貸与事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日：月曜日から金曜日までとする。

（国民の祝日、8 月 13 日～16 日、12 月 30 日から 1 月 5 日を除く）

2 営業時間：午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。

（指定介護予防福祉用具貸与の提供方法）

第 6 条 指定介護予防福祉用具の貸与の提供方法は次のとおりとする。

1 指定介護予防福祉用具の貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえ指定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに文書を示し、その機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し貸与に係る同意を得るものとする。

2 指定介護予防福祉用具の貸与の提供に当たっては、貸与する指定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。

3 指定介護予防福祉用具の貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて指定介護予防福祉用具の調整を行い、使用方法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で必要に応じて使用方法の指導を行う。

4 指定介護予防福祉用具の貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請に応じてその使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行う。

（消毒方法）

第 7 条 指定介護予防福祉用具貸与の消毒は、京都ケアサービス株式会社及び三共リース株式会社に委託することとし、その方法は別添資料によるものとする。

（保管方法）

第 8 条 指定介護予防福祉用具貸与の保管方法は次のとおりとする。

指定介護予防福祉用具貸与の保管は、京都ケアサービス株式会社及び三共リース株式会社に委託することとし、その方法は別添資料によるものとする。

（取り扱う種目）

第 9 条 指定介護予防福祉用具貸与の取り扱う種目は次のとおりとする。

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、ス

ロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具部分を除く）

（利用料等）

第 10 条 指定介護予防福祉用具貸与の利用料等は、次のとおりとする。

利用料：指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、当該指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、居宅介護サービス費用基準（介護負担割合証）に基づき別紙料金表（カタログ）の額の 1 割、2 割若しくは 3 割の額とする。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域は京都府内、大阪府内、滋賀県内の地域とする。

（事故発生時の対応）

第 12 条 専門相談員は、事業の提供により事故が発生した時は、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、京都市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告を行うものとする。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。

（苦情を処理するための措置の概要）

第 13 条 苦情があった場合はただちに管理者が相手方に連絡を取り、直接訪問などして詳しい事情を聞くとともに必要に応じて検討会議を行い、必ず翌日までに具体的な対応をする。また、ケース記録に記載保管し、再発防止に役立てる。

（秘密保持）

第 14 条 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

1 指定介護予防福祉用具貸与事業所は、専門相談員等の質的向上を図るための研修の機会を、採用時研修（採用後 1 ヶ月以内）、継続研修（年 1 回）を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はユニック株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 7 月 15 日から改訂する。(消毒・保管委託先追記)

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から改訂する。(利用料 2 割負担追記)

この規定は、平成 29 年 6 月 1 日から改訂する。(事業所住所変更)

この規定は、平成 29 年 8 月 1 日から改訂する。(利用料 3 割負担追記)

この規定は、令和 3 年 11 月 15 日から改訂する。(事業所住所変更)

この規定は、令和 5 年 1 月 1 日から改訂する。(専門相談員数変更)